

地域福祉推進のための主要施策①

■基本目標1 ■ 地域コミュニティを推進し、助け合い・支え合いの仕組みづくりを進めます

◆地域コミュニティ拠点の整備

- ①福祉活動の拠点となる場の整備・充実(空き家・空き店舗・公共施設などの活用、旧松栄小学校を活用した福祉・健康複合施設の検討含む)
- ②ニュータウンふくしプラザの充実

◆小地域福祉活動の支援・推進

- ①各種サロン活動(子育てサロン、ふれあいいきいきサロン、ニュータウンふくしプラザ、つどいの広場など)の推進
- ②食のコミュニティ事業の推進
- ③地域での健康づくり事業の推進
- ④民生委員・児童委員活動と地域の福祉活動との連携の推進
- ⑤福祉委員制度の普及推進
- ⑥地域支え合い補助事業の充実

◆地域の見守り活動の支援・推進

- ①地域見守り支援ネットワーク事業の推進(児童・高齢者・障がい者などの虐待防止、孤立死防止の取り組み含む)
- ②防犯活動の推進
- ③配食サービス事業の充実
- ④緊急通報システムの充実

◆災害時の支援体制の整備・推進

- ①災害時要援護者支援制度の推進
- ②福祉避難所の指定促進
- ③自主防災組織への支援の実施
- ④地区別の防災訓練の実施
- ⑤災害ボランティア講座の実施

◆地域福祉の担い手の育成

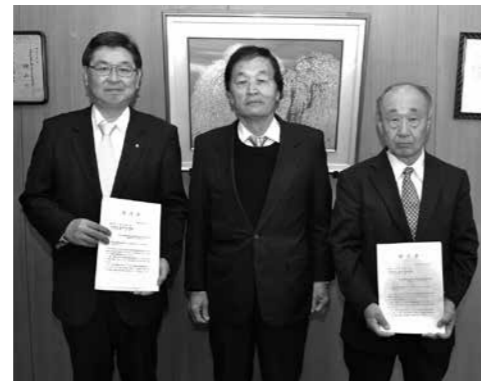
- ①福祉に対する理解・体験・実践の推進(学校などの福祉教育、ふれあい広場事業、子どもと障がい者とのふれあい事業、障がい者ふれあい展示会など)
- ②ボランティアセンターの機能充実
- ③ニュータウンふくしプラザの充実(再掲)
- ④住民参加のプログラムづくり(音読、朗読、手話、精神保健福祉など各種ボランティアの育成含む)

地域福祉とは、すべての町民が互いに人権を尊重し、生活の中心である地域において助け合い、誰もが安心して充実した生活ができるような地域社会を、みんなで築いていく取り組みのことです。地域の住民、福祉事業者、商工業者・企業、社会福祉協議会、行政機関などがそれぞれの役割を果たしながら助け合い、地域の課題に対し、よりよい解決方法を見出し、地域福祉の基本的な考え方です。



地域福祉の意義と計画策定の目的・基本理念

し、同じ理念と目標をもって地域福祉を推進していくため「鳩山町地域福祉推進プラン」(以下、単に「計画」といいます。)を策定しました。



藤山副委員長(中央)より手渡された提言書を手にする小峰町長(左)・宮崎社会福祉協議会長(右)

そのための、計画の策定をするうえで「行政の支援を基盤として、町民参加と共助社会の実現により安全安心な町づくりを推進する」という視点を基本とし、「地域で支え合う福祉のまちづくり」を基本理念に掲げています。3月20日には、鳩山町地域福祉計画・



助け合い、支え合い、安心して暮らせる町へ

地域福祉の推進には、地域のコミュニティ(住民同士のきずなのある地域づくり)が基本となります。このため、計画では「地域コミュニティを推進し、助け合い・支え合いの仕組みづくり」を推進する事業を位置づけています。(詳細は左欄参照)

鳩山町地域福祉活動計画策定委員会の藤山副委員長から、「鳩山町地域福祉推進プラン(平成26年度～平成30年度)(案)」が小峰町長と宮崎社会福祉協議会長へ手渡されました。この案は、計画の策定に向け、同策定委員会が6回にわたる慎重な審議を経てまとめられたものです。この提言内容を踏まえ、計画が策定されました。

また、すべての町民が住み慣れた地域で安心して生活できるような町に

計画では、これら2つの仕組みづくりを基本目標とし、さまざまな取り組みを進めていきます(計画の詳細は町ホームページからもご覧いただけます)。次ページからは、町内ですで行われている、地域の助け合い・支え合いの事例をご紹介します。

また、すべての町民が住み慣れた地域で安心して生活できるような町にいくには、各種福祉サービスの充実が必要で、そのためには、町は法律などで定められた福祉サービスを充実し、さらにそれを基盤として、行政の福祉サービスの隙間を埋めるために、町社会福祉協議会や地域の皆さんの支え合い、助け合いによる活動が必要になります。そこで、町民、町、社会福祉協議会が協働で「安心して暮らせる福祉の仕組みづくり」を推進します。(詳細は4ページ参照)



「はーとんカフェ今宿」での風景

# 特集 地域の底力

## — 地域福祉推進プランと 災害時要援護者支援制度 —

急速に進む少子高齢化や地域における相互扶助機能の弱体化など、地域で安心して暮らしていくために、さまざまな課題が浮上ってきています。人間関係が希薄化すると、毎日の暮らしや災害などのときに、誰からも助けが得られず、孤立する危険性があります。そういった事態を防ぐため、町でもさまざまな取り組みを行っています。

今月号では、町と町社会福祉協議会が協働で策定した「鳩山町地域福祉推進プラン」の概要をお伝えし、それに関連する町内での取り組み事例として、鳩山ニュータウン新自治会の「お困りお助け隊事業」、今宿地内の「はーとんカフェ今宿」、民生委員・児童委員などの協力を得て実施している「災害時要援護者支援制度」をご紹介します。

### 地域で支え合い、安心して暮らせるまちへ 「鳩山町地域福祉推進プラン」を策定



地域で抱える課題を 解消するための計画

近年、鳩山町は人口の減少、少子高齢化、核家族化、地域における相互扶助機能の弱まりなど、さまざまな課題を抱えています。このような課題を解決すべく、町健康福祉課は平成21年3

月に「鳩山町地域福祉計画」を、町社会福祉協議会は平成23年3月に「鳩山町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、町民や関係団体などと協働し、地域福祉の推進に努めてきました。今回、「鳩山町地域福祉計画」の改定時期を迎えたことから、これまでの町の計画と、その推進の一翼を担う町社会福祉協議会の計画を一体的に作成



「お困りお助け事業」は、会員登録した方は15分100円（会員以外は150円）から利用できます。助け合いの事業ではありませんが、有料である理由があります。一つには、無料では頼みにくいからです。一度きりならまだしも、何度もお願いするのは気が引けますし、「何かお礼でも」と考えてしまい、結果として頼むのをやめてしまいます。さらに、利用料としていただくお金は、地域商品券「はーとん商品券」となって、隊員に謝礼として支給されます。「はーとん商品券」を使用できる町内の登録店（平成26年4月1日現在20店舗）で買い物をするので、地域にお金が回るといいます。

### 持続可能な仕組みづくり



利用者が見守る中、庭木の手入れを行う「お困りお助け隊」の皆さん

「この事業には3つのメリットがあります。日常生活の安心確保、介護予防の推進、地域経済の活性化支援です」と同事業の中島清大代表が語るように、この活動には、地域の助け合いだけでなく、「地域を元気にする」大きな可能性も秘められています。

しかし、利用対象が広がれば、それだけさまざまな困りごとが出てきます。今後もこの活動が続き、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるように、元気な方は隊員となつて、地域の支え合い活動に参加してみたいかががでしょう。

## 地域コミュニティ拠点の取り組み事例

### はーとんカフェ今宿（今宿地内）

#### 地域の縁側

地域で支え合い、助け合う仕組みをつくるためには、住民同士のきずなが必要であり、そのためには人々が集うことのできる場も必要です。平成24年11月に開設したニュータウンふくしプラザに続き、平成26年2月には、今宿地内（案内図は下記参照）に「はーとんカフェ今宿」がオープン。開設している毎週火・金曜日、午前10時から午後4時まで、地域の方々が利用しています。



談話する利用者の皆さん

「縁側」を目指しています。なお、認知症専門医へ相談を希望される方は、地域包括支援センター（☎2967700）までご連絡ください。

### 事業拡大を目指して

話し相手となり、見守りを行う活動を支えるのは、地域のボランティアの方々です。「今はお互いの家に行き来することは少ないため、気軽に集まれる場所ができて良かったです。火・金

### その他の見守り活動

地域での支え合い、助け合いは、見守り活動とも大きく関係しています。町内では孤独死を防ぐための「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」（愛称「見守りはとネット」）や、子どもたちが犯罪被害に遭わないよう、地域が一体となって進めている「鳩山ニュータウン自治会防犯パトロール隊」、「西入間地域安全推進連絡協議会鳩山支部」による防犯パトロールや登下校時の見守り活動もあります。今後も、こうした地域ぐるみで高齢者や子どもたちを見守り、犯罪などない安心できる地域づくりを推進していくことも求められます。



はーとんカフェ今宿 ☎ 296-6776

# 地域の支え合い、助け合い 取り組み事例

4～7ページでは、地域福祉に関連する町内での取り組み事例として、鳩山ニュータウン新自治会の「お困りお助け隊事業」、高齢者のつどいの場「はーとんカフェ今宿」、民生委員・児童委員などの協力を得て実施している「災害時要援護者支援制度」をご紹介します。

## 小地域福祉活動の取り組み事例

### 鳩山ニュータウン新自治会「お困りお助け事業」

#### 6月から事業拡大へ

支え合い活動の一つに、鳩山ニュータウン新自治会が平成22年6月から行っている「お困りお助け事業」があります。この事業は、高齢や一時的なけがや病気により、日常生活での身近な困りごとを抱える人を、元気な方（お助け隊）が助け合う事業です。お助け隊が連携する町や町社会福祉協議会も支援事業を行っています。そういつた支援が行き届かない部分

簡単な庭の手入れや草取り、買い物付き添いや代行、粗大ゴミの搬出、電球の交換、犬の散歩、除雪などに対し、お助け隊は手を差し伸べています。この事業は、平成25年12月から埼玉県が進めている「地域支え合いの仕組み推進事業」として補助金が交付され、これをきっかけに、6月からは、これまで鳩山ニュータウン新自治会会員のみであった利用対象者を、鳩山ニュータウン地内の全世帯へと拡大します。

### 声

「お困りお助け事業」を利用して

#### ◆奥原 暢子さん（楓ヶ丘在住）



今年に入り夫を亡くしてしまいました。また、これまでお世話になっていた近隣の方も引越してしまい、特に庭木の手入れが滞っていました。お助け隊の方々には本当にお世話になり感謝しています。また、隊員の方からは「住民のために」という前向きな気持ちももらっていますので、自分でも周りの方々に、その気持ちを伝えていき、笑顔で助け合う精神を広めたいとも思っています。

### 地域福祉推進のための主要施策②

#### ■基本目標2■ 安心して暮らせる福祉の仕組みづくりを進めます

##### ◆ニーズの把握および情報の受信・発信の仕組みづくりを推進

- ①個別訪問事業の実施
- ②福祉制度に関する出前講座の実施
- ③住民懇談会の実施
- ④各種福祉団体などとのヒアリングの実施
- ⑤福祉関係の各種アンケート調査などの実施
- ⑥福祉関係の広報活動（広報はとやま、社協いじばん、ホームページなど）の充実

##### ◆相談支援体制（身近な相談相手づくり）の整備・充実

- ①各種相談事業の充実
- ②ニュータウンふくしプラザの充実（再掲）

##### ◆各種福祉サービスの整備・充実

各分野の計画（※）に基づく福祉サービスの整備・充実（空き家利用の検討、地域包括ケアシステムの検討、高齢者・障がい者の外出支援含む）

- ※①鳩山町次世代育成支援行動計画、②子ども・子育て支援事業計画、③鳩山町ひとり親家庭等支援計画、④鳩山町障がい者福祉計画、⑤鳩山町高齢者福祉総合計画（鳩山町高齢者福祉計画、鳩山町介護保険事業計画）、⑥はとやま健康21プラン・鳩山町食育推進計画、⑦鳩山町災害時要援護者避難支援計画、⑧鳩山町社会福祉協議会事業計画

##### ◆権利擁護の仕組みづくりの整備・充実

- ①成年後見制度説明会および個別相談の実施
- ②権利擁護センター設置の検討（市民後見・法人後見整備の検討含む）

##### ◆町民・町・社会福祉協議会との協働の仕組みづくりの推進

- ①ボランティアセンターの機能充実（再掲）
- ②ふれあい広場事業の充実（再掲）
- ③コミュニティワーカーの育成
- ④大字・自治会・各種団体など（福祉施設など含む）との連携の推進
- ⑤福祉施設連絡協議会の検討（福祉施設間の各種連携・調整）
- ⑥地域包括ケアシステム構築の検討
- ⑦社会福祉協議会組織の強化・発展
- ⑧福祉活動資金の確保事業（各種補助金活用、各種募金活動の充実など）の実施
- ⑨地域福祉総合推進体制の整備（町・社会福祉協議会内の推進体制の整備を含む）

# 災害時の支援体制の取り組み事例

## 災害時要援護者支援制度と訪問活動

### 事前登録することで災害時の支援に活用

町では、災害時のセーフティネットを構築するため、平成21年4月から『災害時要援護者支援制度』として、災害時に一人で避難できない方を対象に、災害時の安否確認や避難支援を行う制度をスタートしました。

この制度は、高齢者や障がい者など、一人で避難ができない方（災害時要援護者）の情報を、事前に町の災害時要援護者支援台帳に登録します。その台

帳を活用し、近隣の住民の方などにより、災害時の避難支援や安否確認を速やかに行うことができます。さらに、「声かけ」や「見守り活動」などにも役立てます。平成26年1月末現在、災害時要援護者支援台帳には381人が登録されています。

登録したい方（要援護者）は、役場健康福祉課に備え付けてある「鳩山町災害時要援護者登録申請書兼外部提供同意書」に必要事項を記入し、町に提出いただきます。この際、本人が自



6月から民生委員・児童委員による訪問活動を行います

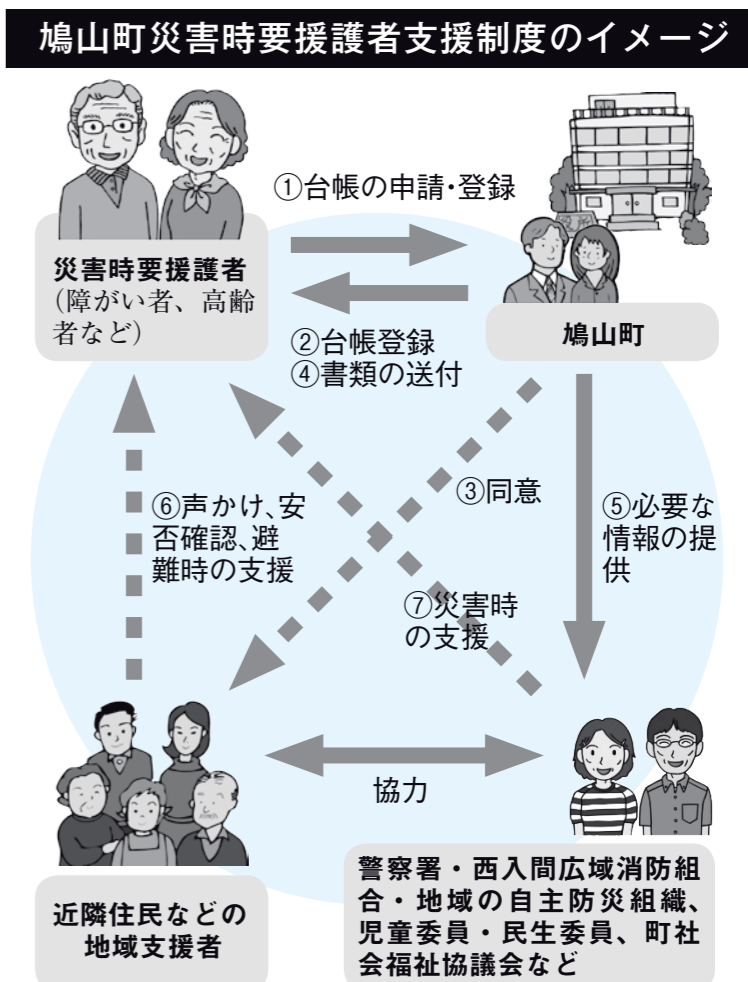
書できないときやご自身で判断できないときは、家族などが代理で申請できます。また、登録の促進を図るため、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、地域支援者などの働きかけや協力を得て、本人（代理申請可）の同意のもとに申請の手続きを行うこともできます。訪問した民生委員・児童委員に預ければ登録できます。

災害時要援護者の方には、災害時に避難情報を伝えたり、安否確認や避難誘導をする「地域支援者」の存在が欠かせません。地域支援者は、原則として要援護者の近隣の住民の方（顔なじみの方）にお願いしますが、この地域支援者を決めるには、まずは要援護者の方にお話を伺います。そして町が民生委員・児童委員に適任者を推薦してもらい、地域支援者になる方から同意をもらい決定します。

### 戸別訪問活動により支援協力を呼びかけ

**6月から民生委員・児童委員による訪問活動を行います**

6月は、災害時要援護者訪問調査の重点訪問期間です。すでに災害時要援護者支援台帳に登録している方を対象に、登録内容の確認と、要援護者を支援する「地域支援者」への活動の呼びかけも行いますので、皆さまのご協力をお願いします。なお、訪問する民生委員・児童委員は必ず身分証明書を携帯しています。ご心配の場合は町健康福祉課（☎ 296-1241）にご確認ください。



## 「地域支援者」の活動にご協力ください

### ○地域支援者は、どんなことをすればいいの？

(1) 災害時には、要援護者のお宅に行き、安否確認、情報伝達、避難誘導などを行っていただきます。※災害時には、まずご自身などの安全を確保し、できる範囲で結構ですので支援を行ってください。

(2) 平常時には、「声かけ」などの見守り活動を行ってください。また、要援護者の方が何か困っていることがあれば、町や民生委員・児童委員にご相談ください。

### ○地域支援者は、活動をする上で何に気をつければいいの？

支援以外の目的で、申請書に記載された個人情報、支援活動上知り得た個人情報を他に漏らしてはいけません。活動をしなくなった後も同じです。また、申請書の写しは、関係者以外の方に内容を知られないよう厳重に保管してください。

町では、地域支援者（平成26年1月末現在272人）を近隣の住民の方に依頼する活動を、民生委員・児童委員の皆さんにご協力いただき進めています。6月は台帳登録者を対象に個別訪問を実施します。

災害発生時にすぐ対応できるのは、近隣の住民の方です。要援護者の近隣に住んでいる顔なじみの方が地域支援者となり、民生委員・児童委員と協力しながら要援護者を普段から見守り、災害時に支援を行うことは、要援護者にとってとても心強いことです。要援護者が安心して暮らせるためには、ご近所にお住まいの地域支援者のご協力が必要不可欠です。安心できる地域づくりには、ぜひご協力ください。

### 声 災害時要援護者支援台帳に登録して（80代女性）

民生委員さんの勧めで、去年の6月に登録しました。初めは自分の情報を他人に知られることに抵抗がありましたが、去る2月の大雪の際、地域支援者の方が、2日間に渡り、一家で雪かきをしていただいたおかげで孤立せずに済みました。支援者から気にかけていただいたことがうれしかったですし、制度のありがたみと、近所で助け合うことを実感しました。普段でも何かと声をかけていただき、安心感が増えています。

## 地域で支え合う共助社会の実現に向けて

### 住民同士の「きずな」のある地域づくりへ

地域福祉を推進するには、地域で支え合い、助け合うことが重要です。そのため、地域で支え合える仕組みづくりが必要となります。地域で支え合い、助け合うことは、地域住民がすべてを担うことではありません。行政は行政としてすべき支援（各種福祉サービスなど）をきちんと行うことが基本です。それを基盤として、地域住民は地域の課題は自分たちで解決するという姿勢を持ち、まちづくりから自ら参加し、地域で支え合い、助け合うことができます。それにより、子どもから高齢者まで、すべての方が住みやすい安全安心な町となります。

こういった共助社会を実現するためには、地域のコミュニティ住民同士のきずなのある地域づくりが重要です。その住民同士のきずなづくりのために必要な具体策として、計画では「地域福祉推進のための主要施策（3、4参照）」を上げました。そしてそれらの取り組みの一部を特集でご紹介しました。

今後、町が抱える問題は、高齢者単独世帯の急激な増加、顕著な少子化、人口の減少、障がい者の増加などいずれも深刻な問題ばかりです。問題への特效薬はありませんが、対応策として

大きな効果が期待されているのが、地域福祉の推進です。人は誰でも一人では生きていきません。少しの間であればそれでもいいかもしれませんが、毎日の生活や災害など、いざというときには、そういうわけにはいきません。自分が住むまちで、いつまでも安心して暮らしていくために、「地域の底力」は文字通り大きな支えとなります。「底力」が「すぐそこ」にある力ともなるように、皆さん一人ひとりが、まずは身近な方へその目を向けてみませんか。

**問い合わせ先一覧**

- 「地域福祉推進プラン」「災害時要援護者支援制度」に関すること  
⇒役場健康福祉課 ☎ 296-1241 (FAX296-3390)
- 「お困りお助け隊事業」に関すること  
⇒鳩山ニュータウン新自治会事務所 ☎ 270-6657 (毎週土曜日・午後1時～4時の間)
- 「はーとんカフェ今宿」に関すること  
⇒町地域包括支援センター ☎ 296-7700